

原子力災害対策に関する質問状

平成25年10月7日

小城市長 江里口秀次 殿

原発なくそう！九州玄海訴訟

原告団長 長谷川 照

2011年3月11日の福島第一原子力発電所の事故は、原子力発電に絶対の安全はないこと、いったん事故が起こればその被害は甚大なものになることを私たちにまざまざと見せつけました。福島第一原子力発電所の事故の教訓の1つは、いかなる事態をも想定した災害対策を確立することの必要性です。小城市でも原子力災害対策計画が策定されていますが、私たちには危惧する点があります。そこで、下記質問へのご回答をお願いいたします。

なお、回答は当訴訟団のホームページや会報等で公表いたしますので、正確性を期すためにも書面にてお願いいたします。また、回答は2週間以内にいただきますようお願いいたします。

記

- 1 30km圏内の住民が避難を要する事故が発生した場合の小城市の受入れ態勢について

30km圏内の住民が避難を要する事故が発生した場合、玄海町のみならず唐津市からも住民が小城市に向かって避難することとなります。

そこで、その受入れ態勢について教えてください。

- ① 避難者は最大何人になると想定されていますか。
- ② 避難者のための水や食料は、何人分を、何日分確保していますか。トイレの数は足りませんか。布団等寝具の準備はありますか。乳幼児、高齢者、障がい者等への配慮はどうなっていますか。
- ③ 避難が真冬に行われた場合には、暖かい衣服や毛布、燃料が必要となりますが、その確保はありますか（仮に、小城市において調達するのでない場合は、どこが調達の責任主体かご教示ください。）。
- ④ 避難にかかる費用は誰が負担するのですか。
- ⑤ 避難者のうちに被ばくしている者もいる可能性があります。被ばくに対する医療体制はどうなっていますか。どこの医療機関がどこで診療にあたりますか。また、病院に搬送する必要がある者がいた場合、どこに搬送しますか。

2 放射性物質が小城市まで拡散した場合の対応について

放射性物質が小城市方面に流れてきて、小城市市民も避難を要する事態になる可能性があります。

- ① その場合の避難計画は立てていますか。
- ② 避難計画を立てている場合、どこに避難する予定ですか。

3 放射性物質の処理の問題について

避難者の持ち物が放射性物質に汚染されている可能性があります。また、避難者の身体に放射性物質が付着している可能性があるため、その場合には水で洗い流す必要があります。この水は放射性物質によって汚染されることとなります。

この点、小城市の原子力災害対策計画では、除染関係ガイドライン

を参考に除染を実施するとされています。

- ①小城市では、具体的に、どの課の職員が除染を行うのですか。
- ②除染時には国や原子力事業者、県の職員など多くの関係者が活動することになると思われますが、その指揮命令系統はどうなっていますか。
- ③放射性物質の付着した廃棄物は、誰が、どのようにして、収集・運搬をするのですか。
- ④放射性物質の付着した廃棄物は、どこで保管するのですか。

4 小城市民への告知について

原子力事故が発生した際、玄海町や唐津市から、小城市へと避難がなされることを、小城市民の方はご存知でしょうか。

これまで、どのような媒体で告知されてきたか、教えてください。

5 原子力防災対策の責任主体について

私たちは既に、佐賀県に対し、原子力災害対策についての公開質問状を出して回答を得ました。佐賀県の回答は、佐賀県が主体的に防災対策を行うというのではなく、ほとんどが「国や市町の判断で」というものでした。

- ① 原子力事故が生じた際、例えば、小城市が、屋内退避や避難指示を緊急に出さねばならない事態となる可能性があります。小城市にそれが可能ですか。
- ② 防災対策を決定して実行するにあたり、どこが責任主体となるのが最も実効的な避難を実現できると考えますか。

以上